

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	釜戸地区 (神徳集落、公文垣内集落、宿集落、中切集落、町屋集落、上平集落、川戸集落、論析集落、西大島集落、 中大島集落、東大島集落、下荻島集落、上荻島集落、 大久後・細山集落、平山集落)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	128.7 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	115.3 h a
② 田の面積	104.4 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	10.9 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12.7 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.8 h a
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	98.9 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.6 h a
（備考）区域内の農用地等面積のうち8.4haが遊休農地	

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区の宿集落、公文垣内集落、中切集落、町屋集落、上平集落、西大島集落、中大島集落、東大島集落、下荻島集落、上荻島集落、大久後・細山集落、平山集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培されている。また、一部の農用地では特産品化作物のニンニクやマコモタケが生産されている。</p> <p>圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。</p> <p>農用地区域内の農用地128.1haの内、77.2%は60歳以上の農業者が耕作している。また、平山集落、大久後・細山集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。</p> <p>集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の内33.3%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。</p> <p>【地域の基礎データ】 認定農業者：6 主な作物等：水稻、ニンニク、マコモタケ</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

<p>主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。</p> <p>スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。</p> <p>水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。</p> <p>鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.3	%	将来の目標とする集積率 42.5 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担う者のうち、A、C、D及びEに委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。									
②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。									
③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。									
⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。									

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和12年度)				備考
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	水稲	5.5 ha	0.8 ha	水稲	8.4 ha	0.8 ha	紺	
認農	B	露地野菜（ニンニク）	2.6 ha	ha	露地野菜（ニンニク）	8.7 ha	ha	赤	
認農	C	水稲	1.0 ha	ha	水稲	3.8 ha	ha	緑	
認農	D	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	青	
認農	E	水稲	ha	1.2 ha	水稲	ha	1.2 ha	オレンジ	
認就	F	露地野菜	0.1 ha	ha	露地野菜	0.1 ha	ha	黄色	
集	G	水稲・マコモタケ	18.1 ha	ha	水稲・マコモタケ	18.1 ha	ha	赤斜線	
集	H	水稲	13.2 ha		水稲	13.2		赤斜線	利用権設定1.7haを除く
利用者	I	露地野菜	0.3 ha	ha	露地野菜	0.3 ha	ha	黄色	
利用者	J	水稲	1.0 ha	ha	水稲	1.0 ha	ha	黄色	
利用者	K	花き	0.5 ha	ha	花き	0.5 ha	ha	黄色	
利用者	L	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	黄色	
計	12経営体		43 ha	2 ha		54.8 ha	2 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。